

表-5.1-4 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その4)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
横須賀ゾーン	12	横須賀港 (追浜:現在、海岸保全区域の指定は無い)	横須賀市 (市)	国土交通省 港湾局	二	二	二	二	二	二	工業専用地域としての土地利用を尊重しつつ、隣接する横浜市との連携を図りながら、水際線の開放や生物生息、水質浄化等の向上を図る。	3	工業	-
	13	横須賀港 (深浦)			護岸		1,829	1.5~3.5	二	二	水際線を開放し、地域住民のレクリエーションや憩いの場として親水空間の機能向上を図る。		住宅地	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	14	横須賀港 (長浦)			護岸		1,642	2.8~3.0	二	二	横須賀港らしい景観と親水性を創出し、水とのふれあいの楽しめる親水空間を整備する。		工業・防衛	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	15	横須賀港 (本港)			護岸		2,208	2.8~3.6	二	二	防衛関連施設による独特の景観を生かした親水空間を整備する。		公園・防衛	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

表-5.1-5 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その5)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
横須賀ゾーン	16	横須賀港 (新港)	横須賀市 (市)	国土交通省 港湾局	護岸		471	2.3	＝	＝	高潮越波に対する防護施設を整備するとともに、三笠公園等の自然、歴史資産を保全、活用しつつ、親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。	3	公園・港湾	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	17	横須賀港 (平成:現在、海岸保全区域の指定は無い)			＝	＝	＝	＝	＝	＝	海辺つり公園等の親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。		港湾	＝
	18	横須賀港 (大津・馬堀)			護岸		4,128	3.0～3.8	＝	＝	高潮越波に対する防護施設を整備するとともに、市民の憩いの場として、港湾利用と環境(景観、親水、生物生息)の調和した施設を整備する。		住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					護岸	新設	＝	＝	517	5.0				
	19	横須賀港 (走水)			防波堤		46	3.5～3.8	＝	＝	自然海浜を保全するとともに、海岸侵食を防止する施設を整備する。		住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					護岸		977	6.0	＝	＝				
	20	横須賀港 (観音崎)			護岸		1,345	3.0～7.0	＝	＝	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。		住宅地・森林	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

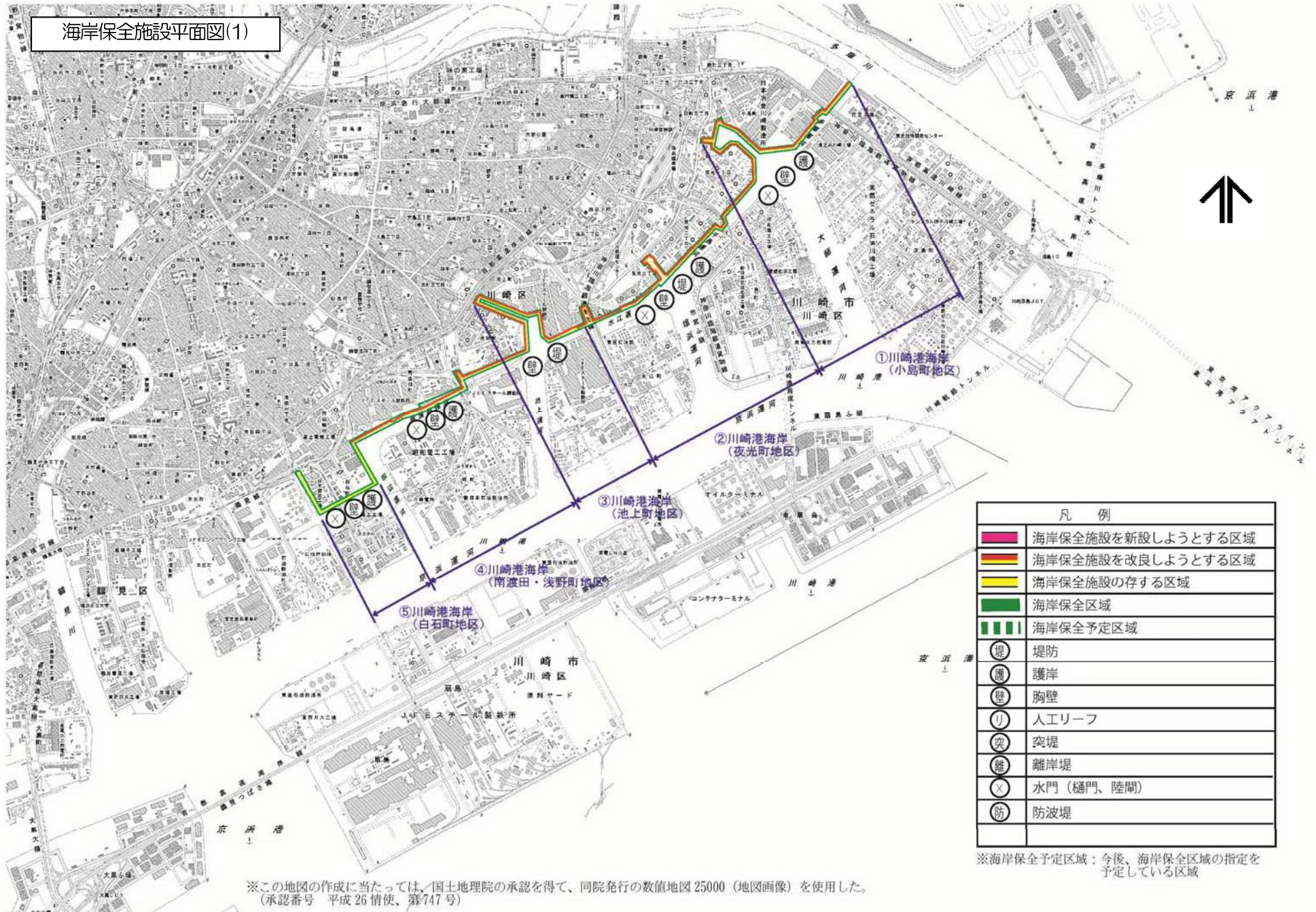
表-5.1-6 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その6)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
浦賀・三浦ゾーン	21	横須賀港 (鴨居)	横須賀市 (市)	国土交通省 港湾局	護岸		1,693	1.5~3.9	=	=	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。	3, 4	住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					防波堤		89	3.4	=	=				
	22	横須賀港 (浦賀)			護岸		1,481	2.0~2.6	=	=	造船所跡等を中心とした再開発計画に沿った市民の交流、憩いの空間として活用するとともに、市街地が迫る地域においては高潮、越波から防護する施設を整備する。	住宅地・港湾	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	
	23	横須賀港 (久里浜)			護岸		1,798	2.7~4.7	=	=	良好な自然環境の保全と既往の港湾利用との共生を図り、調和のとれた魅力ある臨海部空間を整備する。	住宅地・港湾・工業	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	
	24	横須賀港 (野比)			護岸		477	4.1~5.9	=	=	隣接する漁港区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する	4	住宅地・道路	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					離岸堤		1,145 (6基)	2.4	=	=				
					離岸堤	新設	=	=	400 (2基)	2.4				
					突堤	新設	=	=	100 (1基)	未定				
					砂浜		=	=	=	=				

表-5.1-7 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その7)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
浦賀・三浦ゾーン	25	北下浦漁港 (長沢)	横須賀市 (市)	水産庁	護岸		1,220	3.7~6.0	=	=	隣接する港湾区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路	・護岸、波除堤、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					離岸堤	改良	460	1.6~2.3	120	2.3				
						新設	=	=	560 (4基)	2.3				
					突堤		744 (11基)	-0.6~3.1	=	=				
					突堤 (導流堤)		93 (2基)	1.9~3.6	=	=				
					波除堤		77	1.9	=	=				
					防波堤		131	3.2~4.8	=	=				
		砂浜	=	=	=	=								
	26	北下浦漁港 (津久井)	横須賀市 (市)	水産庁	護岸		82	4.0~5.0	=	=	隣接する港湾区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤、人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					突堤		190 (4基)	-0.2~3.2	=	=				
					人工リーフ		300 (2基)	-1.5~-2.0	=	=				
						新設	=	=	150 (1基)	-2.0				
		砂浜	=	=	=	=								
	27	三浦海岸 (三浦)	三浦市 (県)	国土交通省 水管理・国土 保全局	護岸		2,745	4.03~7.81	=	=	全区間が堆積傾向にある砂浜であり、海水浴場の適地となっている。そして海岸には岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳等もあり、田園と住風景がミックスし、自然の香りを残している。そのため整備する場合はこうした資源を活用していく。	5	住宅地・森林	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

海岸保全施設平面図(1)



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	海岸保全区域
	海岸保全予定区域
	堤防
	護岸
	胸壁
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	水門 (樋門、陸閘)
	防波堤

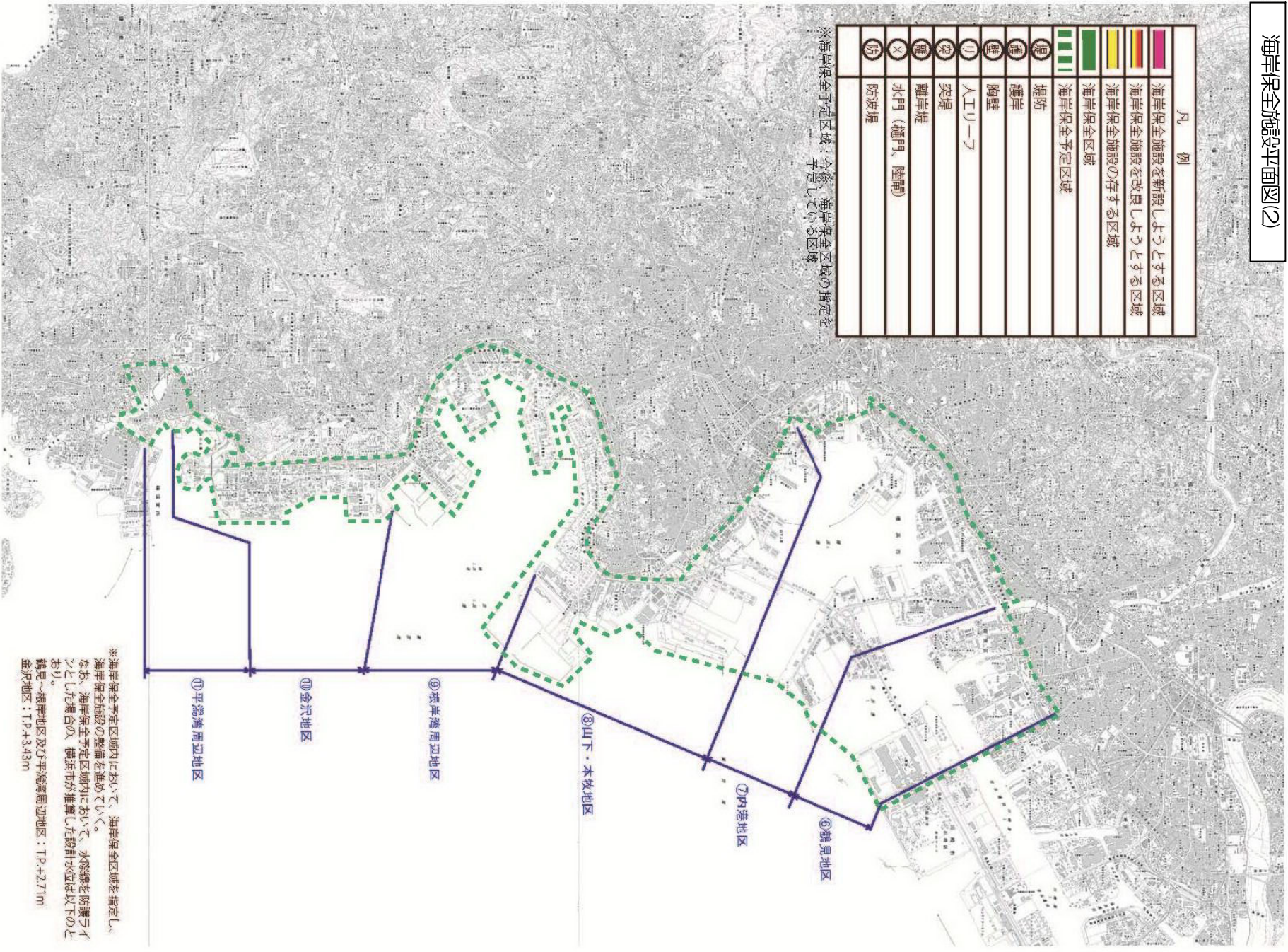
※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を使用した。
(承認番号 平成 26 情使、第 747 号)

海岸保全施設平面図②

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	海岸保全区域
	海岸保全予定区域
	堤防
	護岸
	胸壁
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	水門（橋門、陸門）
	防波堤

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

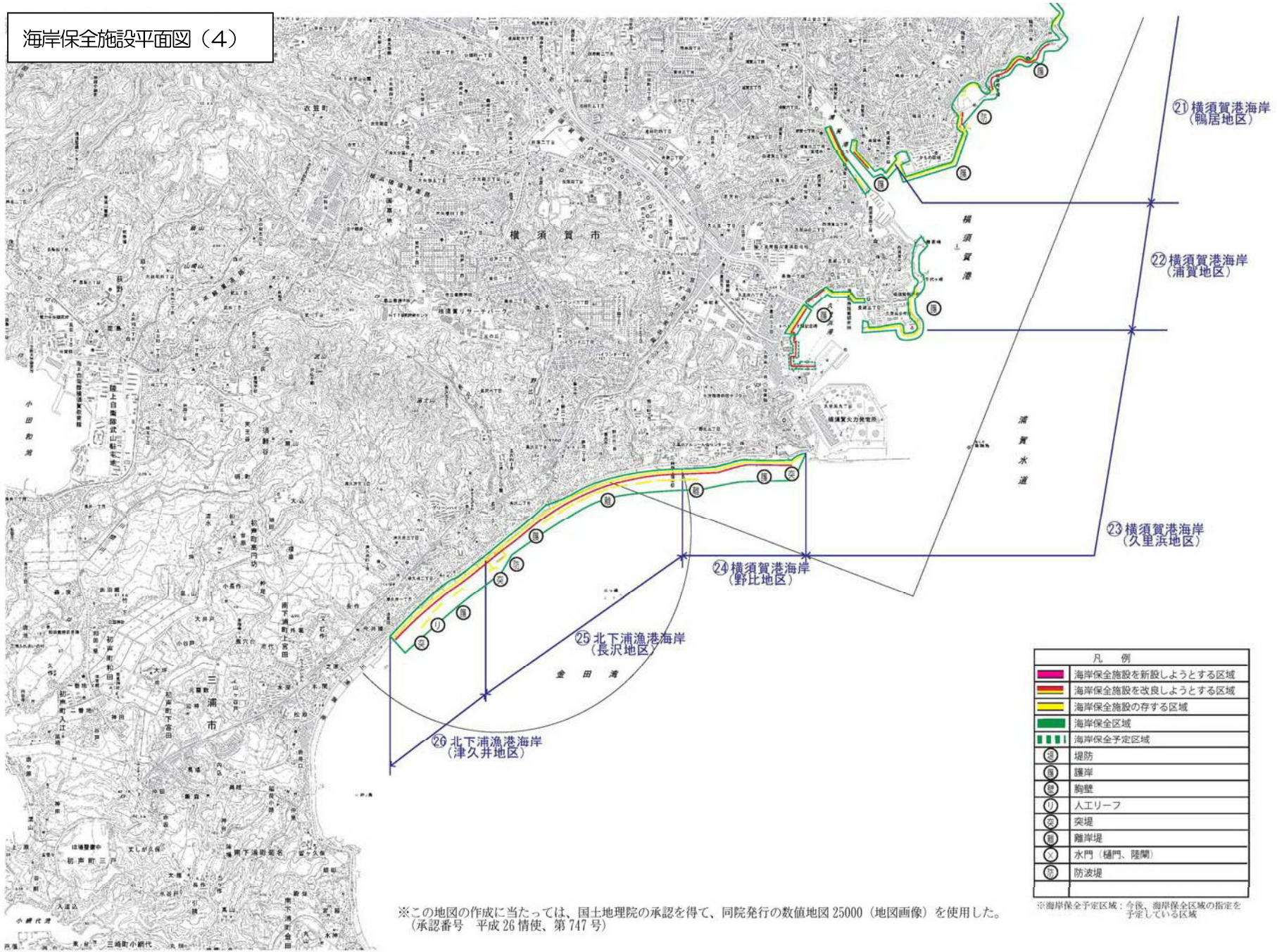


※海岸保全予定区域内において、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設の整備を進めていく。
なお、海岸保全予定区域内において、水防線を防災インフラとした場合、横浜市の推算した設計水位は以下のとおり。
鶴見～根岸地区及び平塚湾周辺地区：1P+2.71m
金沢地区：1P+3.43m

※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を使用しました。
（承認番号 平成 26 情使、第 747 号）



海岸保全施設平面図（4）

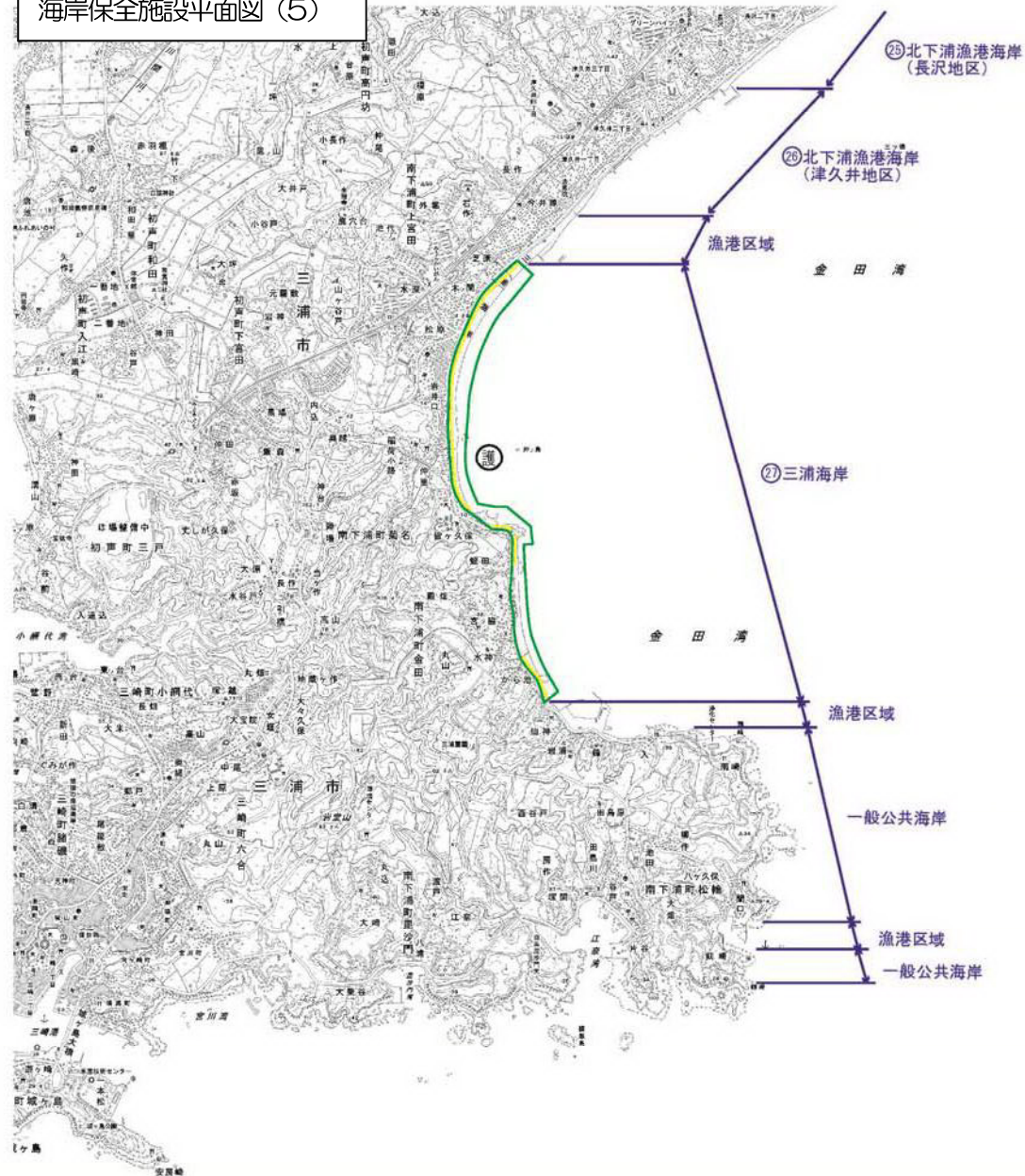


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	海岸保全区域
	海岸保全予定区域
	堤防
	護岸
	胸壁
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	水門（橋門、陸閘）
	防波堤

※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を使用した。（承認番号 平成 26 情使、第 747 号）

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

海岸保全施設平面図 (5)



凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	海岸保全区域
	海岸保全予定区域
	堤防
	護岸
	胸壁
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	水門 (樋門、陸閘)
	防波堤

※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を使用した。
(承認番号 平成 26 情使、第 747 号)

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

受益地域

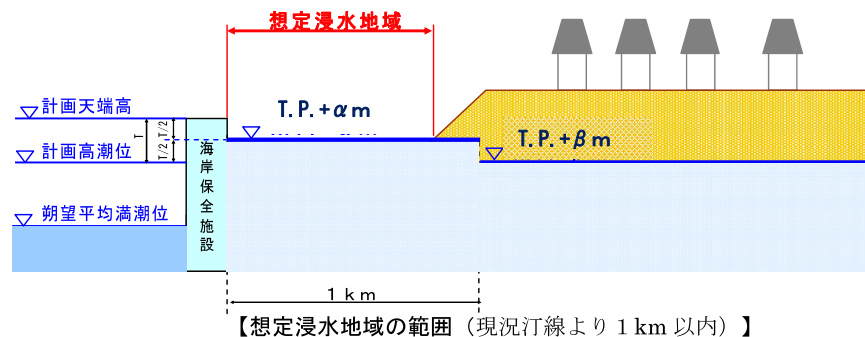
海岸保全施設の整備によって高潮災害などから防護される区域（受益地域）は、P.5-17 以降に示す青色部となる。

なお、受益地域は、海岸保全施設が存在しない場合に、高潮による浸水が想定される地域（想定浸水地域）及び侵食が想定される地域（想定侵食地域）のうち、範囲の広い方とした。また、想定浸水地域及び想定侵食地域の範囲は、詳細な検討結果がある場合には、これによることとし、無い場合には、以下に示す方法により設定した。

(1) 浸水の想定される地域（想定浸水地域）

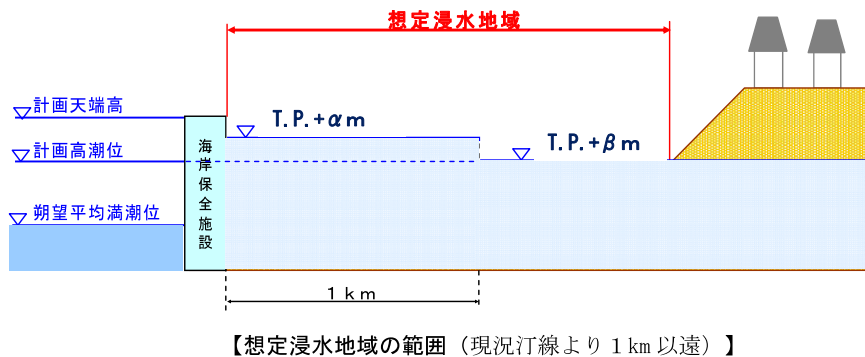
① 現況汀線より 1 km 以内：地盤高が $T.P. + \alpha m$ 以下の地域

$$\alpha = \text{計画高潮位}^* + 1/2 \times (\text{計画天端高} - \text{計画高潮位})$$



② 現況汀線より 1 km 以遠：地盤高が $T.P. + \beta m$ 以下の地域

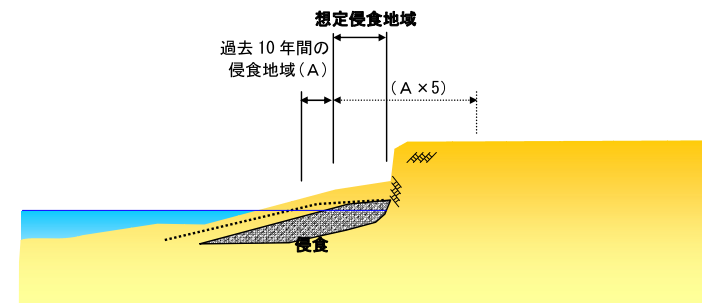
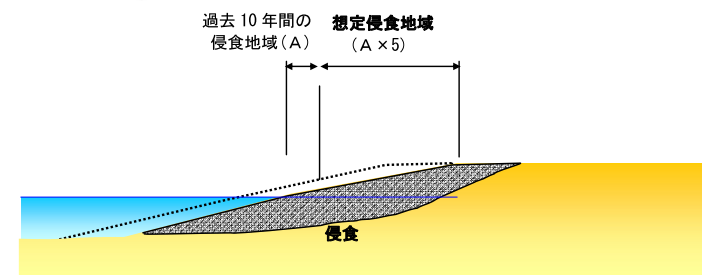
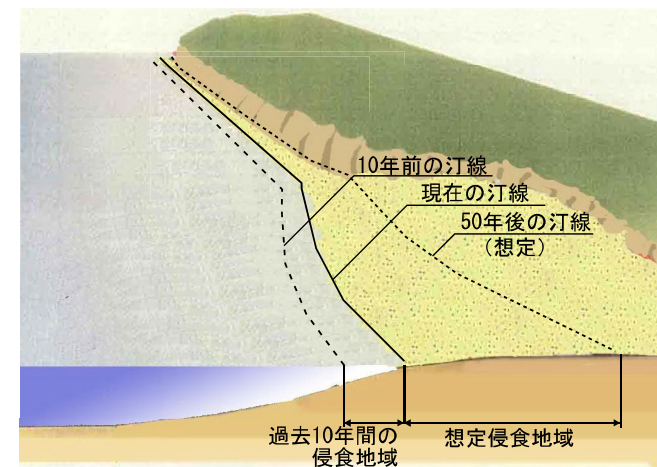
$$\beta = \text{計画高潮位}$$



* 計画高潮位 = 計画平均満潮位 + 高潮偏差

(2) 侵食の想定される地域（想定侵食地域）

侵食による汀線後退が、現在と同じ速度で 50 年間進むと想定した場合の影響範囲



【想定侵食地域の範囲】